

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○視覚障害者情報センター条例施行規則	(障害福祉課)	一
○温泉法施行細則の一部を改正する規則	(薬務課)	三
○港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾課)	一三

ページ

規則

視覚障害者情報センター条例施行規則をここに公布する。

平成二十年七月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第七十八号

視覚障害者情報センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、視覚障害者情報センター条例(平成二十年宮城県条例第四十七号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第二条 視覚障害者情報センター(以下「情報センター」という。)に入館し、条例第二条第一項の点字刊行物等(以下単に「点字刊行物等」という。)を利用しようとする者は、備付けの図書目録によって、点字刊行物等を選び、その利用について係員に申し出なければならない。

2 点字刊行物等は、係員の指示に従い、所定の場所で利用しなければならない。

(返却)

第三条 前条第二項による利用を終了した者は、利用した点字刊行物等を返却しなければならない。(館外利用者の登録)

第四条 情報センター以外の場所(以下「館外」という。)で点字刊行物等を利用しようとする者は、点字刊行物等館外利用者名簿(様式第一号)に登録しなければならない。

2 点字刊行物等館外利用者名簿への登録は、申請により、指定管理者が行う。

3 前項の申請は、郵送、電話等により行うことができる。

4 第一項の申請は、点字刊行物等館外利用者名簿登録申請書(様式第二号)により行わなければならない。ただし、第二項の申請を電話により行う場合は、この限りでない。

(登録事項変更の届出)

第五条 点字刊行物等館外利用者名簿に登録された者は、その名簿の記載事項に変更があったときは、速やかにその変更事項を指定管理者に届け出なければならない。

(館外利用の申請)

第六条 点字刊行物等館外利用者名簿に登録された者が点字刊行物等を館外で利用しようとするときは、別に定める方法により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請は、郵送、電話等により行うことができる。

(同時に利用することができる点字刊行物等の数)

第七条 同一人が館外で同時に利用することができる点字刊行物等の数は、五点以内とする。

(館外での利用のための郵送)

第八条 館外での利用に供する点字刊行物等は、申請により、郵送することができる。

2 館外で利用した点字刊行物等の返却は、郵送により行うことができる。

(館外利用期間)

第九条 館外で点字刊行物等を利用することができる期間(以下「館外利用期間」という。)は、郵送による場合の郵送往復日数を除き、十五日以内とする。ただし、はり、きゅう、医学等に関する専門書については、二十日以内とする。

(転貸の禁止)

第十条 館外で利用している点字刊行物等は、他人に転貸してはならない。

(館外で利用した点字刊行物等の返却)

第十一条 館外利用期間が満了したときは、点字刊行物等を速やかに返却しなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、館外で点字刊行物等を利用している者に対し、利用期間中であっても、点字刊行物等の返却を求めることができる。

3 館外で点字刊行物等を利用している者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに返却しなければならない。

(損傷及び亡失の場合の処置)

様式第2号(第4条関係)

点字刊行物等館外利用者名簿登録申請書

宮城県視覚障害者情報センター指定管理者 殿

点字刊行物等を館外で利用したいので、視覚障害者情報センター条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、点字刊行物等館外利用者名簿への登録を申請します。

年 月 日

現住所(〒 . . .)

ふりがな

氏 名 (男・女)

電 話

メールアドレス

生年月日

点字が (読める . 読めない)

いずれかを で囲んでください。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第一条第二項第二号」を「第一条第二項第五号」に改め、同項に次の三号を加える。

六 掘削地周辺の民家及び公共物件の状況図

七 掘削地がある敷地内に設置する電気機器の防爆化の状況を記載した書類

八 掘削の工程表

第三条第四項中「第一条第二項第三号」を「第一条第二項第六号」に改め、同条第五項中「第一条第二項第四号」を「第一条第二項第七号」に改める。

第三条の二の見出し中「申請書」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 省令第三条第二項第二号の書面は、誓約書(様式第一号の二)とする。

第三条の三の見出し中「申請書」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 省令第四条第二項第三号の書面は、誓約書(様式第一号の二)とする。

第三条の三の次に次の一条を加える。

(掘削のための施設等の変更の許可の申請書)

第四条の四 条例第四条の三第一項の申請書は、掘削施設等変更許可申請書(様式第一号の五)とする。

第四条第三項中「第六条第二項第二号」を「第六条第二項第五号」に改め、同項に次の三号を加える。

七 増掘にあつては、増掘をしようとする場所周辺の民家及び公共物件の状況図

八 増掘にあつては、増掘をしようとする場所がある敷地内に設置する電気機器の防爆化の状況を記載した書類

九 増掘にあつては、増掘の工程表

第四条第四項中「第六条第二項第三号」を「第六条第二項第六号」に改める。

第十条を次のように改める。

(温泉採取許可の申請書等)

第十条 条例第十一条第一項の申請書は、温泉採取許可申請書(様式第十一号)とする。

2 省令第六条の二第二項第七号の書面は、誓約書(様式第十二号)とする。

第十一条の見出し中「温泉採取者」を「温泉採取許可を受けた者」に改め、同条中「温泉採取者変更届(様式第十二号)」を「温泉採取許可変更届(様式第十二号の二)」に改め、同条の次に次の七条を加える。

(温泉採取許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書等)

第十一条の二 省令第六条の四第一項の申請書は、温泉採取許可法人合併・分割承認申請書(様式第十二号の三)とする。

2 省令第六条の四第二項第二号の書面は、誓約書(様式第十二号)とする。

(温泉採取許可を受けた者の相続の承認の申請書等)

第十一条の三 省令第六条の五第一項の申請書は、温泉採取許可事業継続承認申請書(様式第十二号の四)とする。

2 省令第六条の五第二項第三号の書面は、誓約書(様式第十二号)とする。

(可燃性天然ガス濃度確認の申請書)

第十一条の四 条例第十二条の二第一項の申請書は、可燃性天然ガス濃度確認申請書(様式第十二号の五)とする。

(可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の変更の届出書)

第十一条の五 条例第十二条の三第一項の規定による届出は、可燃性天然ガス濃度確認変更届(様式第十二号の六)によるものとする。

(可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位の承継の届出書)

第十一条の六 省令第六条の八第一項の届出書は、可燃性天然ガス濃度確認承継届(様式第十二号の七)とする。

(温泉採取施設等変更許可の申請書)

第十一条の七 条例第十二条の四第一項の申請書は、温泉採取施設等変更許可申請書(様式第十二号の八)とする。

(温泉の採取の事業の廃止の届出書)

第十一条の八 省令第六条の十一第一項の届出書は、温泉採取事業廃止届(様式第十二号の九)とする。

第十五条の二の見出し中「申請書」の下に「等」を加え、同条中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 省令第八条第二項第二号の書面は、誓約書(様式第十八号の三)とする。

第十五条の三の見出し中「申請書」の下に「等」を加え、同条中「第九条」を「第九条第一項」に(様式第十八号の三)を(様式第十八号の四)に改め、同条に次の一項を加える。

2 省令第九条第二項第三号の書面は、誓約書(様式第十八号の三)とする。

様式第一号中

「 工事の施行方法 着手の予定日	□ mm	径	深	せ	方	位	角	度	そ の 他
		m	m	N	。	。	。	。	
□ mm	mm	径	深	せ	方	位	角	度	そ の 他
		m	m	N	。	。	。	。	
着手の予定日	着手	許可の日から	日以内	完了	着手の日から	日以内			

「 工事の施行方法 着手の予定日	□ mm	径	深	せ	方	位	角	度	そ の 他
		m	m	N	。	。	。	。	
□ mm	mm	径	深	せ	方	位	角	度	そ の 他
		m	m	N	。	。	。	。	
着手の予定日	着手	許可の日から	日以内	完了	着手の日から	日以内			

「土地家屋調査士」や「又は土地家屋調査士」は「第4条第1項第3号から第5号まで」や「第4条第1項第4号から第6号まで」に

「12 掘削の計画図

13 設備の配置図及び主要な設備の構造図

14 掘削のための施設的位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令

第2条各号に掲げる基準に適合することを証明する書面

15 掘削地周辺の民家及び公共物件の状況図

「12 掘削の計画図」や 16 掘削地がある敷地内に設置する電気機器の防塵化の状況を記載した書類

- 17 掘削の工程表
- 18 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- 19 暴噴防止対策を記載した書類
- 20 排水計画書

掘削地番 | 00011111 | 第3条及び第4条関係) | 00 | (第3条, 第3条の2, 第3条の3, 第4条関係) | 1 | 「第4条第1項第3号から第5号」 | 00 | 「第4条第1項第4号から第6号まで(掘削許可等を受けた者の相続の承認を申請する場合にあつては, 同項第4号又は第5号)」 | 00000000
 掘削地番 | 00011111 | 第4条第1項第3号から第5号まで | 00 | 「第4条第1項第4号から第6号まで」 | 00000000
 掘削地番 | 00011111 | 「事業の承認」 | 00 | 「事業の承認」 | 1 | 「第4条第1項第3号から第5号まで」 | 00 | 「第4条第1項第4号又は第5号」 | 00000000 | 掘削地番 | 00000000

様式第1号の5(第3条の4関係)

掘削施設等変更許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所 [法人にあつては, 主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては, 名称及び代表者の氏名]

印

下記のとおり掘削施設等を変更したいので, 温泉法第7条の2第1項の規定により申請します。
記

掘削等の許可の別				
源泉の名称				
掘削地の地番			地目	
温泉掘削等の許可年月日及び番号	掘削	年 月 日	宮城県()指令第 号	
	増掘	年 月 日	宮城県()指令第 号	
	動力	年 月 日	宮城県()指令第 号	
変更事項	変更前	変更後		
変更の理由				
着手予定年月日	年 月 日			
完了予定年月日	年 月 日			

(注) 次に掲げる図書を添付すること。更に係る主要な設備の構造図

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の掘削のための施設のための位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては, 変更後の当該規程
- 4 法人にあつては, 登記事項証明書

桧原川川畔

着手及び完了 の予定日	着手	許可の日から	日以内	完了	着手の日から	日以内
	住所					

参考事項	工事請負人					
	氏名					

着手及び完了 の予定日	着手	許可の日から	日以内	完了	着手の日から	日以内
	住所					

主要な設備の構造 及び能力	設備名	構造	能力	
	やぐら		m級	
	ドラクエ		kW	
	主要泥水 噴出防止 装置		最高使用圧力 MPa	

参考事項	工事請負人			
	住所 氏名			

- 5 測量士，土地家屋調査士が作成した増掘の場所を明示した実測図
- 6 法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓約書
- 7 温泉利用の計画書
- 8 増掘の場所の地籍図又は公図の写し
- 9 増掘の計画図
- 5 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 6 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- 7 測量士又は土地家屋調査士が作成した増掘の場所を明示した実測図
- 8 法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書

1234567

- 9 温泉利用の計画書
- 10 増掘の場所の地籍図又は公図の写し
- 11 増掘の計画図
- 12 増掘の場所周辺の民家及び公共物件の状況図
- 13 増掘をしようとする場所がある敷地内に設置する電気機器の防爆化の状況を記載した書類
- 14 増掘の工程表

桧原川川畔「，土地家屋調査士」や「又は土地家屋調査士」は「第4条第1項第3号から第5号まで」や「第4条第1項第4号又は第5号（法人にあっては，同項第4号から第6号まで）」1234567

桧原川川畔「第11条第2項」8910「又は第3項」1112「同条第2項」13「法第5条第2項」141516

桧原川川畔
「（注）次に掲げる図書を添付すること。

- 1 完了（廃止）したときの温泉のゆう出路，動力の装置等の状況を撮影した写真
 - 2 完了（廃止）したときの温泉のゆう出路，動力の装置等の状況を明らかにした図面
 - 3 掘削又は増掘の場合にあっては，地質を明らかにした図
- 「（注1）掘削又は増掘の場合にあっては，次に掲げる図書（可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場所での掘削及び増掘にあっては，1から5までの図書）を添付すること。
- 1 完了（廃止）したときの温泉のゆう出路，動力の装置等の状況を撮影した写真
 - 2 完了（廃止）したときの温泉のゆう出路，動力の装置等の状況を明らかにした図面
 - 3 掘削又は増掘の場合にあっては，地質を明らかにした図
 - 4 毎作業日における掘削口等周辺のメタンの濃度の測定結果
 - 5 可燃性天然ガス警報設備による警報の作動状況
 - 6 毎作業日における目視による可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無の点検結果
 - 7 ゆう出路の洗浄中における可燃性天然ガスの噴出の兆候の点検結果
- （注2）動力装置にあっては，1及び2の図書を添付すること。

桧原川川畔1112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100

様式第11号（第10条関係）

温泉採取許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

㊞

下記のとおり温泉を採取したいので、温泉法第14条の2第1項の規定により申請します。
記

温泉の採取の場所			
源泉の名称			
温泉掘削等の許可年月日及び番号	掘削	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
	増掘	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
	動力	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
温泉の採取日	年 月 日		
参考事項	温泉を利用する施設の所在地		
	施設の名称		

- (注)次に掲げる図書を添付すること。
- 1 設備の配置図及び主要な設備の構造図
 - 2 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
 - 3 設備の設置の状況を現した写真
 - 4 メタンの濃度及び量の測定結果
 - 5 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
 - 6 法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面
 - 7 法人にあっては、登記事項証明書

様式第12号（第10条，第11条の2，第11条の3関係）

誓約書

年 月 日

私（当社）は、温泉法第14条の2第2項第2号から第4号まで（温泉採取許可を受けた者の相続の承認を申請する場合にあっては、同項第2号又は第3号）に該当しない者であることを誓約します。

宮城県知事

殿

住所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

㊞

様式第十一号の次に次の八様式を加える。

様式第12号の2（第11条関係）

温泉採取許可変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

⑭

下記のとおり変更したので、温泉法施行条例第12条第1項の規定により届け出ます。

記

温泉ゆう出地の地番	
源泉の名称	
温泉採掘許可番号	年 月 日 宮城県()指令第 号
変更事項	変更前 変更後
変更の理由	
変更年月日	
参考事項	

(注) 法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

様式第12号の3（第11条の2関係）

温泉採取許可法人合併・分割承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

㊦

下記のとおり温泉の採取の許可を受けた者である法人の（合併・分割）の承認を受けたいので、温泉法第14条の3第1項の規定により申請します。

記

合併により消滅する法人又は分割前の法人	名称	
	主たる事務所の所在地	
合併後存続する法人又は分割により設立される法人又は分割により温泉利用の事業を承継する法人	名称	
	主たる事務所の所在地	
代表者の氏名		
代表者の氏名		
浴用・飲用の別	浴用	飲用
許可及び年月番号	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
温泉採取の場所	所在地	
	源泉名	
合併又は分割の旨	年 月 日	

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第12号の4（第11条の3関係）

温泉採取許可事業継続承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 氏名

㊦

下記のとおり温泉の採取の事業の承継の承認を受けたいので、温泉法第14条の4第1項の規定により申請します。

記

被相続人との続柄	住所	
	氏名	
被相続人	氏名	
許可年月日及び番号	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
温泉の採取の場所	所在地	
	源泉名	
相続開始の日	年 月 日	

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 被相続人の戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を採取する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第12号の5（第11条の4関係）

可燃性天然ガス濃度確認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

㊦

下記のとおり可燃性天然ガス濃度の確認を受けたいので、温泉法第14条の5第1項の規定により申請します。

記

温泉の採取を行うおととする場所			
源泉の名称			
温泉の採取日の開始の採定日	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号	
掘削等の掘削及び番号	掘削	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
	増掘	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
	動力	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号
メタンの濃度の測定	測定日		
	測定場所		
	測定方法	測定結果	別添のとおり
測定を行った者			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- 2 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真

様式第12号の6（第11条の5関係）

可燃性天然ガス濃度確認変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

㊦

下記のとおり変更したいので、温泉法施行条例第12条の3第1項の規定により届け出ます。

記

温泉ゆう出地の地番			
源泉の名称			
確認年月日及び番号	年 月 日	宮城県（ ）指令第 号	
変更事項	変更前	変更後	
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		
参考事項			

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更した場合にあっては、登記事項証明書
- 2 温泉ゆう出地の地番を変更した場合にあっては、登記事項証明書

様式第12号の7（第11条の6関係）

可燃性天然ガス濃度確認承継届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

㊦

下記のとおり可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により届け出ます。

記

確認を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地の名称及び代表者の氏名）	住所	
	氏名	
確認を受けた年月日	年 月 日	
温泉の採取の場所	所在地	
	源泉の名称	
地位を承継した日	年 月 日	
参 考 事 項	相続にあっては被相続人との続柄	

(注1) 事業の全部の譲渡の場合にあっては、譲渡に関する契約書の写しを添付すること。
 (注2) 相続の場合にあっては、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 被相続人の戸籍謄本
 - 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (注3) 合併又は分割の場合にあっては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写しを添付すること。

様式第12号の8（第11条の7関係）

温泉採取施設等変更許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

㊦

下記のとおり温泉採取施設等を変更したいので、温泉法第14条の7第1項の規定により申請します。

記

温泉の採取の場所	
源泉の名称	
温泉の採取許可年月日及び番号	年 月 日 宮城県（ ）指令第 号
変更事項	変更前 変更後
変更の理由	
変更後の工事の着手年月日	年 月 日
変更後の工事の完了年月日	年 月 日

(注) 次に掲げる書類を添付すること。

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 変更に係る設備の変更前の状況を写した写真
- 4 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程
- 5 法人にあっては、登記事項証明書

様式第12号の9（第11条の6関係）

温泉採取事業廃止届

年 月 日

宮城県知事

殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

㊞

下記のとおり温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により届け出ます。

記

温泉の採取の場所		
温泉採取許可又は濃度確認天然ガス濃度	年 月 日	
温泉の採取の日の	年 月 日	
温泉採取許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況		
参 考 事 項	源泉の名称	
	温泉採取許可又は確認の番号	宮城県()指令第 号

(注) 温泉採取許可を受けた者にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
- 2 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

様式第十八号の三を様式第十八号の四とし、様式第十八号の二の次に次の一様式を加える。

様式第18号の3 (第15条の2, 第15条の3関係)

誓約書

私(当社)は、温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

宮城県知事

殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第十一条の次に七条を加える改正規定(第十一条の四から第十一条の六までに係る部分に限る。)及び様式第十二号の次に八様式を加える改正規定(様式第十二号の五から様式第十二号の七までに係る部分に限る。)は、平成二十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の温泉法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の温泉法施行細則の規定によるものとみなす。

港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

港湾施設等管理条例施行規則

第一条中「港湾施設管理条例」を「港湾施設等管理条例」に改める。

第六条第一項の表レジャー用小型船舶物揚場の項の次に次のように加える。

レジャー用小型船舶暫定係留施設	様式第四号
-----------------	-------

第七条中「港湾施設」を「港湾施設等」に改める。

第九条中「レジャー用小型船舶物揚場」の下に「及びレジャー用小型船舶暫定係留施設」を加える。

第十二条ただし書中「レジャー用小型船舶物揚場」の下に「又はレジャー用小型船舶暫定係留施設」を加える。

第十五条中「港湾施設」を「港湾施設等」に改める。

様式第四号中「レジャー用小型船舶物揚場使用許可申請書(更新)」を「レジャー用小型船舶物揚場(暫定係留施設)使用許可申請書(更新)」と

「(注) 印の欄は記入しないでください。

」を

〔注〕 印の欄は記入しないでください。

添付書類

住民票（申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書）、小型船舶操縦免許証の写し、船舶操縦者指定書（申請者が法人の場合又は申請者が小型船舶操縦免許証を所有していない場合に限る。）、船舶検査手帳の写し、船舶検査証書の写し、当該ジヤーマ用小型船舶の占有権又は使用权を証する書類又はその写し（申請者が当該ジヤーマ用小型船舶の所有権を有しない場合に限る。）その他知事が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式を適用しようとする申請者は、改正後の様式を適用しようとするものとする。